

小値賀町議会第一回定例会

(第三日)

一、出席議員

十四名

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十 十 十 十  
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

岩 伊 横 立 黒 坂 中 山 近 吉 中 岩 柳 川  
坪 藤 山 石 崎 井 村 本 藤 元 村 永 山 村  
義 忠 弘 隆 政 範 勝 徳 一 二 守 長 章  
光 之 蔵 教 美 三 徳 蔵 輝 夫 正 義 人 雄

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	助	収	教	総	住	農	水	建	税	診	空	教
長	役	入	育	務	民	林	産	設	務	療	港	育
				課	課	課	商	課	課	所	管	次
							工			事	理	長
							課			務	事	
										務	務	
										所	所	
										長	長	

近	北	岩	坂	松	福	中	神	西	中	大	筒	平
藤	村	坪	井	永	田	谷	川		村	黒	井	野
信	勝	健	一					浩	敏	泰	英	久
功	義	吾	誠	等	功	清	三	章	三	敏	敏	之

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会議務局長  
議会議務局書記

川 三

口 浦

百 清

合 敏

五、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成十五年三月十三日（木曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（立石隆教議員・黒崎政美議員）
- 第二 議案第二十二号 平成十五年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 第三 議案第二十三号 平成十五年度小値賀町老人保健事業特別会計予算
- 第四 議案第二十四号 平成十五年度小値賀町介護保険事業特別会計予算
- 第五 議案第二十五号 平成十五年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算
- 第六 議案第二十六号 平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計予算
- 第七 議案第二十七号 平成十五年度小値賀町渡船事業特別会計予算
- 第八 議案第二十八号 平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算
- 第九 発議第一号 小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）
- 第十 発議第二号 小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則（案）
- 第十一 発議第三号 WTO農業交渉等に関する意見書（案）
- 第十二 発議第四号 「国民の健康保護、食品の安全性を確保」するための、食品安全行政確立を求める意見書（案）
- 第十三 発議第五号 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十四 発議第六号 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十五 発議第七号 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前九時三十分開議

議長（川村章雄） ただいまの出席議員は、十四名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、四番・立石隆教議員、五番・黒崎政美議員を指名します。

日程第二、議案第二十二号、平成十五年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（福田 等） 議案第二十二号、平成十五年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算総額は、四億四千六十万円でございます。前年度当初予算と比較しますと、約四・一%の減額となっております。これは、歳出の保険給付費の減が主な要因となっております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税一億三千四百四十六万七千円を計上。一節・医療給付費分現年課税分で一億二千三百三十六万四千円、二節・介護納付金分現年課税分で一千二百三十三万三千円、三節・医療給付費分滞納繰越分で百万円、四節・介護納付金分滞納繰越分で十万円。二目・退職被保険者等国民健康保険税七百七十五万四千円を計上。一節・医療給付費分現年課税分で七百万円、二節・介護納付金分現年課税分で七十五万二千円、三節・医療給付費分滞納繰越分で一千円、四節・介護納付金分滞納繰越分で一千円を前年度税収入により見込んでおります。

第二款・使用料及び手数料、一項・手数料、一目・督促手数料一千円は費目設置でございます。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・事務費負担金、一節・現年度分五万四千円、介護納付金の事務費に対する補助でございまして、介護保険被保険者見込み数に一人当り単価八十円を乗じ、それに補助率を乗じた額が交付されるものでございます。二節・過年度分、一千元は費目設置でございまして、二目・療養給付費負担金、一節・現年度分一億三千二百九十八万六千円、一般被保険者に係る保険給付費の約四〇%と老人保健医療費拠出金の約四〇%、介護納付金の約四〇%が交付されるものでございます。二節・過年度分、一千元は費目設置でございまして、三目、一節・高額医療費共同事業負担金二百四十一万八千円は、一件当たり七十万円以上の高額医療費に対して交付されるものでございまして、今まで国保連合会を通して入ってきていたものが、直接入るようになったため、新設するものでございます。二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金四千五百七十三万九千円を計上。一節・普通調整交付金として三千三百二十四万五千円、二節・特別調整交付金として一千二百四十九万四千円ですが、特別調整交付金の内、八百六十万円は、へき地診療所運営費分として、診療所特別会計に繰出すこととなっております。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金、一節・現年度分として三千七百七十万三千円、退職被保険者等に係る保険給付費及び老人保健医療費拠出金の相当額から退職被保険者等分国保税医療給付費分を差引いた額に対して交付されるものでございます。二節・過年度分一千元は、費目設置でございまして。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目、一節・高額医療費共同事業負担金二百四十一万八千円、これは第三款・国庫支出金の高額医療費共同事業負担金と同様でございまして、今まで国保連合会を通して入ってきたものが、直接入るようになったため、新設するものでございます。

第六款・共同事業交付金九百六十七万五千円、これも先程説明いたしました高額医療費に対するものでございまして、国保連合会より交付されるものでございます。

第七款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・利子及び配当金十六万四千円、財政調整基金の運用利子でございまして。

第八款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金二千九百九万六千円を計上。一節・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）二千二百四十五万四千円、これは、低所得者に対する国保税軽減額を、国・県・町で補填するもので、国保税軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰入れるものでございます。二節・保険基盤安定繰入金（保険者支援分）五百六十三万九千円、これは、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減する制度でございまして、一般会

計から国保特別会計に繰り入れるものでございます。三節・職員給与費等繰入金百万円は、歳出の第一款・総務費の中で保険者が負担すべきでない事務費相当額を、一般会計から繰り入れるものでございます。四節・出産育児一時金等繰入金一千円、五節・財政安定化支援事業繰入金一千円、六節・その他一般会計繰入金一千円は、費目設置でございませう。二項・基金繰入金、一目・財政調整基金繰入金三千七百六十四万八千円、平成十五年度は財源不足が予想されますことから、国保の財政調整基金を取り崩して財源を補うものでございませう。

第九款、一項・繰越金、一目・一般被保険者繰越金百万円、二目・退職被保険者等繰越金一千円、それぞれ前年度からの繰越を見込んでおります。

第十款・諸収入、一項・町預金利子一千円は、普通預金利子でございませう。二項・雑入、一目・雑入一千円、二目・第三者納入金、一節・一般被保険者第三者納入金一千円、二節・退職被保険者等第三者納入金一千円は、それぞれ費目設置でございませう。三項・貸付金元利収入、一目・連合会貸付金元利収入、一節・元金四十六万八千円は、歳出の第九款・諸支出金、二目・貸付金の診療報酬支払預託金として国保連合会に預け入れていた分が返還されるものでございませう。二節・利子一千円は、診療報酬支払預託金を預け入れていた際の利子でございませう。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費三百五十五万一千円は、事務費でございませう。二目・連合会負担金九十万円は、国保連合会の負担金で保険者割八十六万九千三百八十八円、保険者平等割三万円の合計額でございませう。二項・徴税費、一目・賦課徴収費十三万六千円は、十一節・需用費で国税の納付書用紙代及び封筒印刷代で十三万四千円と、十二節・役務費二万二千円でございます。二目・納税奨励費として十八万六千円を計上。これは、八節・報償費で納税組合長手当十六万五千円と、十九節・負担金、補助及び交付金で納税組合運営補助金二万一千円でございます。三項、一目・運営協議会費二十二万七千円は、国民健康保険運営協議会にかかる、一節・報酬七万八千円、九節・旅費四万二千円、十一節・需用費十万七千円でございます。四項、一目・趣旨普及費二十三万二千円は、パンフレット・チラシ代十二万一千円、十九節・負担金、補助及び交付金で国保連合会の広報共同事業負担金十一万一千円でございます。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費で一億九千五百万円、二目・退職被保険者等療養給付費で三千六百万円を計上。これは、一般・退職被保険者分のいずれも医療費の現物給付でございまして、過去五カ年度の

実績を基に推計いたしております。三目・一般被保険者療養費六十三万円、四目・退職被保険者等療養費五万一千円は、いずれもコルセット等の現金給付分及び柔道整復師施術の現物給付分でございます。五目・審査支払手数料七十三万八千円、六目・レセプト電算処理システム手数料一万円については、いずれも決められた単価に年間見込み件数を乗じた額を計上しております。二項・高額医療費、一目・一般被保険者高額医療費で二千五百十五万二千円、二目・退職被保険者等高額療養費で二百五十一万二千円を計上。いずれも、平成十四年度の高額医療費の実績見込額を基に、推計いたしております。三項・移送費、一目・一般被保険者移送費三十五万円、二目・退職被保険者等移送費十四万円は、いずれも重病のため、島の医療機関に瀬渡し船等で移送する際の現金給付分でございます。四項・出産育児諸費、一目・出産育児一時金百二十万円は、三十万円の四件を見込んで計上。五項・葬祭諸費、一目・葬祭費八十万円は、二万円の四〇件を見込んでおります。

第三款・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金で一億二百万円、二目・老人保健事務費拠出金で百七十万円を計上。これらにつきましては、社会保険診療報酬支払基金からの拠出金の正式通知が、年度当初となっていることから、過去二年間の実績と十四年度の見込額を基に見込んでおります。

第四款・介護給付金二千五百五十一万二千円を計上。これにつきましても、納付金の正式通知が年度当初となっていることから、平成十三年度の実績と平成十四年度の見込額を基に見込んでおります。

第五款・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金九百六十七万五千円は、国保連合会が算出した高額医療共同事業交付金に対する拠出金でございます。

第六款・保健事業費、一目・保健衛生普及費三十五万一千円、八節・報償費十万円は、健康家庭表彰の記念品代。十一節・需用費十五万七千円は、パンフレット代等でございます。十三節・委託料九万四千円は、医療費通知の作成委託料でございます。二項・健康管理センター事業費、一目・施設管理費二十五万四千円は、健康管理センターの維持管理費でございます。十五節・工事請負費一千九百万円は、健康管理センターの空調設備が老朽化により使用できなくなったためのものでございます。二目・保健指導事業費三百四十九万九千円、七節・賃金二百一十六千円は、健康管理センター看護婦の臨時雇賃金でございます。八節・報償費七万五千円は、健康指導講演会講師謝礼と歯科衛生指導謝礼。九節・旅費二万九千円は、講演会講師旅費。十一節・需用費二十三万一千円は、訪問指導車のガソリン代とコピー用消耗品代等でございます。十八節・備品購入費七十九万八千円は、健康教育に用いるプロジェクター購入費でございます。



第七款・基金積立金、一目・財政調整基金積立金として、十六万四千円を計上。これは、基金の運用利子を積み立てるものでございます。

第九款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金、一目・一般被保険者償還金一千円、二目・退職被保険者等償還金一千円は、いずれも費目設置でございませう。二項・貸付金、一目・連合会貸付金四十六万八千円は、国保連合会への診療報酬支払預託金でございまして、平成十三年度の一般分診療報酬月平均の約三％を預け入れるものでございませう。三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰出金で、八百六十万円の計上。これは、歳入の第三款・国庫支出金、財政調整交付金の特別調整交付金のうち、へき地診療所運営費分を診療所特別会計に繰り出すものでございませう。

第十款・予備費として六百五十六万八千円を計上いたしてございませう。

以上、予算の概要をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**議長（川村章雄）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・国民健康保険税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 次に移ります。

第二款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 第三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（川村章雄） 第六款・共同事業交付金  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 第七款・財産収入  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 第八款・繰入金  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 第九款・繰越金  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 第十款・諸収入  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 歳出に移ります。  
第一款・総務費  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 第二款・保険給付費  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 第三款・老人保健拠出金  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 第四款・介護納付金  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 第五款・共同事業拠出金  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 第六款・保健事業費  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第七款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第九款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

横山議員

三番（横山弘藏） 国民健康保険税の毎年滞納の分が問題になっておりますけども、現在の状況について分かる範囲でご説明をお願いいたします。

議長（川村章雄） 税務課長

税務課長（中村敏章） お答えいたします。

平成元年から十三年度までの滞納者が十九件となっております。そのうち、組合が三件でございます。滞納額が約七百二十万でございます。以上でございます。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

二番（伊藤忠之） 歳出で保険給付の第一項・療養諸費の中で三目の一般被保険者療養費とありますが、これは例えば被保険証を持参しないで病院に急に病気が出て行って、後でその時は全額を払って、あとで保険者の方から払い戻されるというシステムと理解しておりますが、大体どのくらい何件ぐらいを見込んでいますか。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） 大変申し訳ございませんが、今お手元にご覧いただけますので後で報告させていただきます。

議長（川村章雄） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	九時	五十九分	—
—	再開	午前	十時	三分	—

議長（川村章雄） 再開いたします。

住民課長

住民課長（福田 等） お答えします。

伊藤議員の質問に答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

一般被保険者医療費でございますけれども、これはコルセット等の二〇件分を見込んでおります。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二十二号、平成十五年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二十二号、平成十五年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第二十三号、平成十五年度小値賀町老人保健事業特別会計予算を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（福田 等） 議案第二十三号、平成十五年度小値賀町老人保健事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ四億七千四百三十万円を計上、前年度当初予算と比較しまして二千十五万五千円、四・四％の増額となっております。これは、過去六カ年の医療費を基に算出計上いたしております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

第一款、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金三億八千万一千円を計上。これは、平成十五年九月までは医療費総額の約六六％、平成十五年十月からは、約六二％にあたりますが、前年度当初予算と比較しまして、一千四百二十万円、四・五％の減額となっております。二目・審査支払手数料交付金二百九万一千円の計上。

第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金一億一千二百八十万円の計上。これは、平成十五年九月までは医療費総額の約二二・六％にあたり、平成十五年十月からは、約二五・三％にあたりますが、前年度当初予算と比較しまして、二千二百七十九万九千円、二五・三％の増額となっております。

第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金二千八百二十万円の計上。これは、平成十五年九月までは医療費総額の約五・六％にあたり平成十五年十月からは、約六・三％にあたりますが、前年度当初予算と比較しまして、五百六十九万九千円、二五・三％の増額となっております。

第四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金三千四十万六千円の計上。前年度当初予算と比較しまして五百六十八万八千円、二三％の増額となっております。

第五款、一項、一目・繰越金一千円は費目設置です。

第六款・諸収入、一項・雑入、一目・第三者納付金一千円は費目設置でございます。

次に歳出について申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費で百八万一千円を計上。その内容といたしまして、九節・旅費で十二万一千円、十一節・需用費で八万六千円は、老人高額医療費封筒の作成・パンフレット等の印刷代、十三節・委託料九十六万四千円の計上は、医療費通知委託料十四万五千円とレセプト点検共同事務委託料五十三万円が主なものでございます。十九節・負担金補助及び交付金一万円の計上は会議負担金でございます。

第二款、一項・医療諸費、一目・医療給付費四億六千七百五十万円を計上。前年度当初予算と比較して一千九百万円、

四・二％の増額となっております。二目・医療費支給費二百五十万円を計上。前年度当初予算に比べ百万円、六六・六％の増額となっております。これは、平成十四年十月の制度改正に伴う高額医療費の増でございます。この一目、二目が老人医療費でございます。医療費の算出につきましては、過去六カ年の医療費を基に推計計上しております。三目・審査支払手数料二百十一万五千円は、レセプト点検手数料でございます。国保連合会分一五八六五件、社保支払基金分三一三五件を見込んでおります。

第三款・諸支出金、一項、一目・償還金一千円は、費目設置でございます。二項・繰出金、一目・一般会計繰出金一千円は、費目設置でございます。

第四款・予備費といたしまして、百万二千円を計上いたしております。

以上、予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**議長（川村章雄）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 第六款・諸収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 歳出に移ります。

第一款・総務費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第二款・医療諸費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第三款・諸支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第四款・予備費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二十三号、平成十五年小値賀町老人保健事業特別会計予算を採決します。  
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二十三号、平成十五年度小値賀町老人保健事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第二十四号、平成十五年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（福田 等） 議案第二十四号、平成十五年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ三億八百三十五万円でございます。前年度当初予算と比較しますと、約二%、六百五万円増額となっております。これは、歳出の保険給付費の伸びが主な要因となっております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次、ご説明いたします。

第一款・保険料、一項・介護保険料、一目・第一号被保険者保険料四千五百七十三万四千円を計上。算出基礎としては、保険料算出基準所得五段階における、段階別人数を、平成十三年の所得の状況で推計して算出しております。

第三款・使用料及び手数料、一項・手数料、一目・総務手数料一千円は、保険料納付証明手数料、二目・督促手数料一千円は、保険料督促手数料分を見込んでおります。

第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金六千万円を計上、これは、後で説明いたしますが、歳出の第二款で計上しております保険給付費の見込額三億円に對しまして、国庫負担率の二〇%分を計上いたしております。二項・国庫補助金、一目・調整交付金二千四百万円は、保険給付費見込額三億円に、調整交付金見込率八%を計上しております。二目・事務費交付金百六十一万五千円は、介護認定審査会及び調査認定事業等に係る費用の二分の一を見込んでおります。四目・保険者機能強化特別対策給付金三十五万円は、介護報酬の離島等加算が行われる場合に、その影響分について、国が一定額を給付するものであります。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金三千七百五十万円は、保険給付費見込額三億円に對し、県



負担率十二・五％分を計上しております。

第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金九千六百万円は、第二号被保険者、四〇歳以上六四歳以下の被保険者の負担金分で、保険給付費見込額に対し、給付率三二・五％分を計上いたしております。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・介護給付費繰入金三千七百五十万円は、町の負担金分で保険給付費見込額の三億円の十二・五％分を計上いたしております。二目・その他一般会計繰入金、二節・事務費繰入金五百六十四万一千円は、要介護認定に係る事務費、認定審査会の共同事業に伴う町の負担金等の経費を計上いたしております。二項・基金繰入金、二目・介護保険給付費準備基金一千円は、費目設置でございませう。

第九款・諸収入、二項、一目・預金利子一千円は、預金利子分を計上しております。四項・雑入、一目・滞納処分費一千円、二目・第三者納付金一千円、三目・返納金一千円、四目・雑入一千円。

第十一款・寄附金、一項、一目・寄附金一千円でございませう。

第十二款・繰越金、一項・繰越金、一目・前年度繰越金一千円の計上は、いずれも費目設置でございませう。次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費二百七十八万九千円は、事務費でございませう。九節・旅費で十六万三千円、十一節・需用費で十三万二千円、十二節・役務費で六万二千円を計上、十三節・委託料の百四十一万六千円は、介護保険システムに係る機器の保守料であり、十八節・備品購入費の五十万円は、国の補助事業で離島等サービス確保対策事業により、車椅子三台、座椅子三台分を計上いたしております。十九節・負担金、補助及び交付金五十一万六千円は、低所得者対策事業等によるものでございませう。二項、一目・賦課徴収費五万二千円は、保険料徴収事務に係る経費でありまして、十一節・需用費で五万二千円を計上いたしております。三項、一目・介護認定審査会費百九十一万円は、審査会資料作成に係る事務費として、十一節・需用費で十万円、十二節・役務費で六万円、十九節・負担金、補助及び交付金で百七十五万円、これは佐世保市・宇久町・小値賀町介護認定審査会共同設置に伴う負担金を計上いたしております。二目・認定調査等費二百三十四万九千円を計上。これは、認定審査に係る事務費でございませう。主に、十二節・役務費の主治医意見書作成手数料百二十七万一千円と、十三節・委託料の訪問調査委託料八十二万二千円が主なものでございませう。四項、一目・広報費九万円の計上。これは、町民へのPR用チラシ等の印刷代でございませう。五項、一目・計画策定委員会費六万六千円は、

介護保険事業運営委員会委員の報酬分を計上いたしております。

第二款・保険給付費、一項、一目・介護サービス等諸費二億八千八百二十三万九千円は、要介護認定により、要介護一以上の被保険者に対して行う保険給付費で、その内容といたしましては、居宅介護サービス給付費で九千万円、施設介護サービス給付費で一億八千六百万円、居宅介護福祉用具購入費で四十六万七千円、居宅介護住宅改修費で百八十万円、居宅介護サービス計画給付費で九百九十七万二千円を見込み計上いたしております。二項、一目・支援サービス等諸費九百八十二万八千円は、要介護認定で要支援と判断された被保険者への保険給付でございます。内容といたしましては、居宅サービス計画給付費で二百三十四万八千円を見込んでおります。この保険給付費の算定につきましては、第一期介護保険事業の実績等を基に推計をいたしております。三項・その他諸費、一目・審査支払手数料三十七万三千円は、介護保険給付費審査支払処理手数料を計上いたしております。四項・高額介護サービス等費、一目・高額介護サービス費百五十六万円は、介護サービスを利用した被保険者が負担する費用一割が著しく高額である場合に、一定額を超えた分を高額介護サービス費として支給することになっており、その費用分を計上いたしております。

第三款、一項、一目・財政安定化基金拠出金三十万四千円は、県が設置する財政安定化基金の町負担分で、平成十五年度から十七年度までの三カ年の介護納付費見込額の合計に拠出率〇・一％を乗じて算出し、そのうち町負担分の三分の一を計上いたしております。

第五款、一項、一目・基金積立金、二十五節・積立金一千円は、基金利子を計上いたしております。

第六款・諸支出金、一項、一目・償還金及び二項・繰出金、一目・一般会計繰出金は、費目設置でございます。

第八款・予備費としまして、七十八万七千円を計上いたしております。

以上、予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**議長（川村章雄）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・保険料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（川村章雄） 第三款・使用料及び手数料  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 第四款・国庫支出金  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 第五款・県支出金  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 第六款・支払基金交付金  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 第七款・繰入金  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 第九款・諸収入  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 第十一款・寄附金  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 第十二款・繰越金  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 歳出に移ります。
- 第一款・総務費  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 第二款・保険給付費  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川村章雄） 第三款・財政安定化基金拠出金  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第五款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第六款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第八款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二十四号、平成十五年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二十四号、平成十五年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。  
しばらく休憩します。

議長（川村章雄） 再開します。

—	休憩	午前	十時	三十一分	—
—	再開	午前	十時	四十五分	—

日程第五、議案第二十五号、平成十五年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（西 浩三） 議案第二十五号、平成十五年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

今年度は、前年度の六島地区海水淡水化装置改良工事が終わりますので、予算規模としては平年ペースになっております。それでは、予算の内容についてご説明いたします。

第一条は、第一表『歳入歳出予算』に示しますとおり、歳入歳出予算の総額は一億七百二十万円でございます。前年度当初予算額と比較しますと、五千四百八十万円の減額となっております。

第二条は、流用に関する既定でございます。

次に、予算の概要をご説明いたします。

歳入では、第一款・事業収入、一項・使用料及び手数料でほぼ十四年度決算見込並みの六千三十万円を計上、二項・工事収入で下水道関連工事費他の委託工事収入を一千七十四万円見込み計上しております。

四款・繰入金、一項・一般会計繰入金は、三千六百万円の計上で、前年度当初予算比五百万円が増となっております。これは十年から事業を展開してございました簡易水道統合整備事業の償還金の増加によるものでございます。

五款、一項・繰越金は、前年度繰越見込み額十百万円の計上でございます。

六款、一項・町債は、今年度起債の予定がなく、衛生債を廃目としております。

歳出に移ります。

歳出では、第一款・総務費、第一項・総務管理費、一目・一般管理費は、三名分の人件費と施設の管理費の計上でございます。

ますが、七節・賃金は、メーター検針補助員及び各地区の浄水場配水地の草刈人夫賃の計上でございます。八節・報償費は、六島・大島・納島、各離島の浄水場維持管理の補助員を離島の方に依頼し、その謝礼を前年と同額で百二十八万四千円計上しております。その他納付書、領収書の配布謝礼として十七万七千円を、婦人会支部長謝礼十三支部分三万九千円を夫々計上しております。なお、水道料金の納付方法について十一年度より口座振替制度を導入しております。その利用者は年々増加しており、去年の暮れには全体の六〇%となっており、町税等も十五年度より導入されるというところで、口座振替は増加するものと思われまます。十一節・需用費一千四百五十三万三千円の計上は、各施設の電気料、薬品代、修繕料等の計上ですが、消耗品費は薬品代約百二十万円他で百九十三万八千円の計上。光熱水費八百五十二万円は、各浄水場、配水池、脱塩装置の電気料、修繕費三百七十万円は、水道本管の修理費二百万円を含め、その他浄水場及び電気関係の修繕費の計上でございます。十二節・役務費では、水質検査手数料二百五十五万三千円他、電話料、保険料、口座振替手数料、その他で三百二十三万六千円を計上、十三節・委託料で配管漏水管理業務の委託職員一名分で二百二十一万九千円、電気関係及び六島の海水淡水化装置メンテ委託料で九十六万三千円、一番下の水質検査委託料十二万六千円は、職員の休日に水道管の末端部分で消毒薬の塩素が、カルキですが、これが検出されるかどうかの調査をお願いするものでございまして、年間二万五千二百円の五箇所の計上でございます。委託料で合わせて三百三十万八千円を計上、十四節・使用料及び賃借料で船舶借上げ料十五万円を計上。十五節・工事請負費の計上は、笛吹、浜津両地区の水道管移設工事について関するものですが、下水道会計からの補償費を充当して敷設換えすることにしており、資材については十六節・原材料費で購入後、工事を請け負った業者に支給し、敷設手間賃については、工事請負費で対応することにしておりまして、下水道分五百万円、本管分二百万円、計七百万円の計上でございます。十六節の水道資材費八百九十九万五千円には下水道による敷設換え分の資材費五百万円とメーター器二五〇個の取替分約百二十万円の計上、その他パイプ等の水道資材費が含まれております。十七節は浜津配水池に係る土地の購入費七万五千円を計上。十八節・備品購入費は、保育所側の八反田水源深井戸用水中ポンプ一台の購入費の計上でございます。十九節は説明欄のとおり水道協会負担金と会議負担金で、二十六万二千円の計上でございます。二十一節では、下新田地区及び城越開田組合十七名分の補償費十萬三千円の計上でございます。三目・消費税は、徴収見込み消費税三百万円の三〇%相当額九十万円を納付することになります。

以上、一款、一項・総務管理費の総額を六千四十一万五千円としております。

第二款、第一項・施設整備費は、廃目でございます。

第三款、一項・公債費では、長期償還金の元金二千七百四十二万四千円、利子一千八百六十四万三千円の計上で、一項・公債費の総額として四千六百六十七万円で、前年度当初比四百四十八万九千円の増額を計上しております。

四款・予備費に七十一万八千円を計上して、平成十五年度小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額を一億七百万円といたしました。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（川村章雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第三款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二十五号、平成十五年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第二十五号、平成十五年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第二十六号、平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計予算を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長(西 浩三) 議案第二十六号、平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計予算の提案の理由及びその概要をご説明いたします。

笛吹地区の特定環境保全公共下水道事業も十六年度の一部供用開始に向け、十五年度は、県が代行しております終末処理



場及び幹線管路の工事が最終年度を迎え、急ピッチで進むものと思われず。それに関連し、町の工事でも役場から下流部東側の管路工事を予定しております。

農業集落排水事業では、浜津地区では、十四年度新規採択を受け、斑への県道部分の管路工事を終わりましたが、十五年度は十四年度で出来なかった部分の管路詳細設計費用と、一部の管路工事費を計上しております。また、十二年度新規採択を受け工事を進めてまいりました柳地区につきましては、終末処理場の完成見込みも立ちましたので、十五年四月一日から一部供用開始を目指します。

それでは、予算の内容について、予算書よりご説明いたします。

第一条は、第一表『歳入歳出予算』に示しますとおり、歳入歳出予算の総額は、六億三千五百万円でございます。前年度十四年度当初予算と比較しますと、三千三百万円の増額となっております。

第二条は継続費の規定でございます。第二表のとおり、柳地区農業集落排水事業で、総額四億四千五百六千円を平成十三年度から十五年度にそれぞれ年割し、引き続き工事を計画しております。なお、内訳につきましては記載のとおりでございます。

第三条は起債の規定でございます。第三表のとおり、各事業の限度額は合わせて三億六千八百六十万円で、起債の区分及び増減見込み等については、調書をご覧ください。

第四条は予算の流用に関する規定でございます。

次に、説明書の事項別明細書、歳入より予算の概要をご説明いたします。

第一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料では、大島地区四一戸分と前方地区では十四年度末までに続分八〇戸分と年度途中加入を二〇戸分と見込み計上しております。柳地区につきましては、五〇戸の接続を見込んでおります。四百万円の前上となっております。

二款・国庫支出金、一項・国庫補助金は特定環境保全公共下水道事業にかかる補助対象事業費一億四千万円の五〇%相当額七千万円の前上でございます。

三款・県支出金、一項・県補助金は柳地区では補助対象事業費五千万円及び事務費五十万円の五〇%相当額二千五百二十五万円の前上でございます。同様に浜津地区六千六十万円の前上でございます。一項・県補助金を八千五百八十五万円と

しております。

四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金九千万円の計上で、対前年度比二千五百万円増となっております。

五款、一項・繰越金は前年度からの繰越見込み額百五百万円の計上でございます。

六款・諸収入、一項・雑入一千五百五十万円の計上は、十四年度工事にかかる消費税還付金を見込み計上しております。

七款、一項・町債、一目・下水道事業債は説明欄記載のとおり、農集に係る辺地債四千六百万円、下水道債四千六百三十万円の計上は、県の過疎代行分も含め、辺地債六千四百九十万円、下水道債一億三千八百二十万円の計上、過疎債七千三百二十万円の計上でございます。

歳出に移ります。

歳出では、第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費で、県北振興局への派遣職員一名を含む下水道係職員二名分の人件費で、給与等人件費を各節のとおり計上しております。その他、十一節他に柳地区竣工関係経費六十五万円の計上、十九節では大島地区一件分、前方及び柳地区分で四〇件の水洗便所改造資金融資利子補給費二十四万円を計上しております。その他各種団体の会費等負担金で十九節五十六万三千円を計上、第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費で一千五百十四万二千円を計上しております。二目・事業推進費は、笛吹、柳地区、浜津、前方地区の推進委員手当を計上し、二目・事業推進費の総額を四十万五千円としております。三目・漁業集落排水管理費は、大島地区の管理費でございまして、八節・報償費で処理場日常管理の謝礼として年間三十六万円を計上、十一節では光熱水費に加えポンプ類の部品の一部交換を計画し、修繕費を計上、その他十二節以下処理場の管理費を計上しまして、三目・漁業集落排水管理費として二百六十六万四千円を計上しております。四目・農業集落排水管理費は、前方及び柳クリーンセンター管理費として、各節記載のとおり光熱水費など維持費を計上、十二節・役務費は前方地区で合併浄化槽の一年検査手数料及びセンターを含めた汚泥引抜搬送手数料十七万八千円を計上、十三節・委託料では発電機四台分の法定点検委託料五十三万二千円、浄化槽二台分の管理委託料三万五千円、前方センターの運転調整委託料十五万五千円の計上で、四目・農業集落排水管理費として四百九十一万八千円を計上し、一款、一項・総務費総額を二千三百二十九万九千円としております。

二款、一項・施設整備費、二目・農業集落排水事業費では、柳、浜津両地区に係る旅費、需用費、役務費、事務機器等のリース料等関係事務費を各節のとおり計上、十三節・委託料で浜津地区の管渠設計委託料一千四百五十万円の計上は、十四

年度に引き続き計上で、設計は今年度で完了することになります。柳地区の測量試験費は終末処理場の運転調整業務委託料を三百万円を計上、電算システムの保守委託料その他で一千七百七十八万四千円を計上しております。十五節・工事請負費は、浜津地区で大浦から西目までの基幹農道部分の圧送管の敷設工事費、下水道本管の管渠工事及び補助に該当しない単独管渠工事費を計上、柳地区では最終年度で、今年度はマンホールポンプ五箇所と発電機一箇所の設置工事及び仮舗装部分の本復旧を予定しております。二目・農業集落排水事業費の総額は、一億八千六百六十五万円と十四年度末と比べ約二千五百万円の減となっております。三目・公共下水道事業費は笛吹地区の下水道ですが、平成十六年度の一部供用開始に向け、十二年度より本格的に事業着手しております。十五年度は十四年度に引き続き管路工事が主になりますが、町の中心部東側の工事を進め、来年度の処理場の供用開始に対応いたします。九節・旅費以下、需用費、役務費、事務機器のリース料等、関係事務費を各節のとおり計上、十三節・委託料で積算システムサポート料は土木設計等積算システム保守料、十四節は同システムのリース料の計上でございます。十五節・工事請負費は、十四年度に引き続き管渠工事及び前年度工事部分の本舗装工事とマンホールポンプ一箇所の設置工事及び水道管移設工事を進めることにし、請負費で一億九千二百六十五万円を計上しております。十九節は県が代行します、十五年度事業費約七億円に対する代行負担金一億六千二百八十五万円の計上でございます。二十二節・補償費で一千万円の計上は、水道管移設補償費の計上でございます。以上、二款、一項・施設整備費の総額を五億五千五百五十万円としております。

三款、一項・公債費で、一目・元金三千六百三十五万五千円、二目・利子一千九百十万五千円の計上は、平成七年度以降の長期借入金、辺地債、過疎債、下水道債、一般公共債に係る、利子の計上でございまして、一項・公債費の総額を五千五百四十六万円としております。

四款・予備費に九十一万一千円を計上し、平成十五年度の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額を六億三千五百万円としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議長（川村章雄）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第二款・国庫支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第三款・県支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第四款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第五款・繰越金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第六款・諸収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第七款・町債

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 歳出に移ります。

第一款・総務費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第二款・施設整備費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第三款・公債費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第四款・予備費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長（川村章雄）** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。  
質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、第二表『継続費』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、第三表『地方債』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、第四条『歳出予算の流用』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二十六号、平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計予算を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第二十六号、平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第二十七号、平成十五年度小値賀町渡船事業特別会計予算を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について提案理由の説明を求めます。

水産商工課長

水産商工課長(神川 清) 議案第二十七号、平成十五年度小値賀町渡船事業特別会計予算について、提案理由をご説明いたします。

本予算の歳入歳出予算総額は、それぞれ六千六百三十万円を計上しております。前年度当初予算と比較いたしますと七百四十万円、約十%の減額となっております。これは、昨年「第三はまゆう」が建造後七年を経過し、運航時間も一万時間を超えることから主機関のボーリングを実施したことで、かなりの経費を要したため、本年度は減額となったものです。それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、概要をご説明いたします。

歳入の第一款・渡船事業収入、第一項・はまゆう営業収入では一目・旅客運賃収入四百四十四千円計上、一般旅客運賃収入で三百四十六万三千円、定期旅客運賃収入五十四万一千円を見込んで計上しておりますが、これはほぼ前年度並であります。二目・荷物運賃収入では五十七万六千円を計上、三目・郵便物航送収入で二百十四万円、四目・雑入で百二十五万六千円をそれぞれ計上いたしました。

次に第二項・さいかい営業収入では、一目・旅客運賃収入を八十九万七千円計上、一般旅客運賃収入で七十六万五千円、定期旅客運賃収入十三万二千円を見込んで計上しております。これは前年度と比較して十二万二千円、約十二%の減となっております。次に、二目・荷物運賃収入二十四万三千円、三目・郵便物航送収入五十万円、四目・雑入で百九十七万八

千円をそれぞれ計上いたしました。

次に第二款・国庫支出金、第一項・国庫補助金で一千八百七十三万八千円を計上、内訳は、はまゆう分九百二十八万八千円、さいかい分九百四十五万円を見込んで計上しておりますが、前年度に比べ六百六万二千円、二四・四％の減となっております。これは、冒頭申し上げましたとおり、昨年実施しました「第三はまゆう」の主機関ボーリング経費が補助対象となることが承認されたため、相応の国庫補助金を見積もっていたことと、「第三はまゆう」の船舶減価償却費が終わったことで本年度の補助対象欠損金が少なくなることが重なり、大幅な減額となったものです。次の県補助金についても、はまゆう分についての減額は同様の理由でありますので、説明を省略させていただきます。

第三款・県支出金、第一項・県補助金でも一千二十一万八千円計上、前年度より二百三十八万二千円、十八・九％の減であります。これは国庫補助金とともに平成十五年度の損益見込額を補助対象欠損として見積り計上いたしております。

第四款・繰入金、第一項・一般会計繰入金二千五百万円は、渡船事業費の財源不足のため一般会計から繰入れにより計上いたしました。

第五款・繰越金は、前年度繰越見込額七十五万円の計上であります。

次に歳出について申し上げます。

第一款・渡船事業費、第一項・渡船管理費、一目・渡船総務費で一千三百七十六万一千円の計上ですが、職員二名分の人件費が主なもので、前年度比十五万六千円、一・一％の増であります。二目・はまゆう運航費は二千三百三十九万四千円を計上、主な内容は、船員の人件費一千四百三十四万四千円、七節・賃金は臨時船員賃金として百三十九万五千円、九節・旅費十一万円、十一節・需用費で五百八十六万七千円を計上。これは消耗品費三十万円、燃料費四百四十五万九千円、修繕料九十万円が主なものであります。十二節・役務費で八十七万一千円の計上は、船舶保険料二十三万三千円が主なもので、他各種保険料、手数料等となっております。十四節・使用料及び賃借料九万七千円の計上、十八節・備品購入費五十九万一千円は、「第三はまゆう」の救命浮器の損傷が醜く指摘を受けておりましたので、今回取り替えることにしております。なお、はまゆう運航費の前年度との比較で大幅な減額は、「第三はまゆう」の主機関ボーリングに伴う経費で、十一節・需用費の修繕料、十二節・役務費代船船舶保険料、十四節・使用料及び賃借料の代船借上料の減によるものです。次に三目・さいかい運航費で一千八百五十四万四千円の計上は、船員の人件費で一千五百十八万二千円、七節・賃金百三十八万三千円、十一

節・需用費百万五千円、十二節・役務費で七十六万七千円が主なもので、第一項・渡船管理費の総額を五千五百六十九万九千円としております。第二項・営業費、一目・郵便物取扱費は、四地区分で百四十八万円を計上いたしました。

次に、第二款・公債費、第一項・公債費ですが、「第三はまゆう」及び「さいかい」建造に伴う長期償還金元金七百十五万七千円、同じく長期償還金利子百五十七万一千円の計上で、公債費総額を八百七十二万八千円といたしました。

第三款・予備費に三十九万三千円を計上しております。

以上、予算の概要をご説明いたしました。が、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・渡船事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第二款・公債費



（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、第二条『歳出予算の流用』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二十七号、平成十五年度小値賀町渡船事業特別会計予算を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二十七号、平成十五年度小値賀町渡船事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第二十八号、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長(大黒泰三) 議案第二十八号、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

本町の医療の現状を見ますと、国が医療費の抑制を図るためさまざまな医療制度の改革をおこなっておりますので、その影響により診療所におきましても診療収入の減収、患者の減少などがみられ、今後厳しい運営が求められてくるようでございます。

それでは、予算の内容をご説明いたします。

第一条は、第一表『歳入歳出予算』に示しますとおり、歳入歳出予算の総額は、四億五百万円でございます。前年度当初予算と比較いたしますと、五百万円の減額となっております。

第二条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

それでは、事項別明細書より予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・診療収入、一項・入院収入で五千百三十六万一千円を計上しております。前年度の診療収入を勘案しながら予算を計上しておりますが、多くの増収は見込めないようです。内容を見ますと、国民健康保険、社会保険、生活保護の患者が減る一方、老人保険の患者は多少の増加があるようでございます。また、標準負担額収入は老人の一割負担にかかると比較して国民健康保険、老人保険、一部負担金は、患者の減少により減収がみられますが、その他診療報酬収入で特老分の診療負担が増収になっております。

二款・使用料及び手数料、一項・使用料で入院患者の寝具代として四十六万八千円計上、二項・手数料で各種診断料などを百九十七万一千円計上しております。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金で、へき地診療所運営補助金八百六十万円計上、二目・一般会計繰入金で、離島医師確保補助金三百六十万円、交付税算入分として一千七百七十七万七千円、その他に赤字補填分として二千七百六十二万三千円計上し、一項・他会計繰入金を五千七百六十万円としております。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越見込額二百万円の計上でございます。

六款・諸収入、一項、一目・預金利子では一千円の計上、二項、一目・雑入で入院患者の付添者の給食収入十八万円を計上し、雑入で保険外の医療材料など三百四万一千円を計上しております。

歳出に移ります。

歳出では、一款・総務費、一項・施設管理費、一目・一般管理費で一節・報酬七万七千円を計上しておりますが、本年度より診療所運営協議会を設けるため委員七名分の報酬でございませう。人件費は二名の医師と十三名の職員分を計上しております。七節・賃金六百三十二万五千円は看護師、補助看、厨房、掃除の臨時雇いの賃金を計上、八節・報償費百三十九万二千円は、心臓外来、日曜当番医の医師謝礼を計上しております。九節・旅費は、補助金申請等の旅費でございませう。十一節・需用費で施設の消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等八百八十四万円計上、十二節・役務費で通信運搬費、その他手数料、各種保険料等四百九十二万一千円を計上しております。十三節・委託料は施設の管理及び各種機器の保守点検や業務委託料として一千六百六十五万六千円の計上、十四節・使用料及び賃借料で各種事務機器のリース料と借上料など五百三十五万四千円の計上でございませう。十八節・備品購入費として、庁用備品として五十万円の計上、十九節・負担金、補助及び交付金は、医師会、各種協議会、専門外来の医師招へい負担金、旅費補助等で四百六万四千円を計上し、一項・施設管理費の総額を一億九千四百八十一万六千円といたしました。二項、一目・研究研修費では、九節・旅費で研修会等の旅費として三十万二千円計上、十一節・需用費で、医療関係雑誌等として二十万円を計上しております。十八節・備品購入費で、医学の専門書五万円の計上、十九節・負担金補助及び交付金で学会等の参加負担金二万円を計上し、二項・研究研修費の総額を五十七万二千円としております。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費では、十一節・需用費で医療機械の修繕料として百万円計上、十八節・備品購入費は、費目設置でございませう。二目・医薬品衛生材料費では、十一節・需用費で薬品代、衛生材料、検査用試薬代の一億七千九百八十八万円を計上、十二節・役務費でホルター心電計の解析及び検査料として八百二十二万四千円を計上して

おります。三目・寝具費では、十一節・需用費で入院患者のシーツ及びカバー等の消耗品十万円計上、十二節・役務費で、布団等のクリーニング代五万円を計上し、一項・医業費の総額を一億八千九百二十五万五千円といたしました。二項、一目・給食費では、十一節・需用費で厨房の消耗品費、燃料費、入院患者の給食にかかる材料費など四百七十七万二千円を計上しております。

三款、一項・公債費では、長期借入償還金の元金一千三百四万九千円、利子百八十六万九千円の計上で、一項・公債費の総額は一千四百九十一万八千円でございます。

四款・予備費に六十六万七千円を計上し、小値賀町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出予算の総額を四億五百万円といたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議長（川村章雄）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・診療収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 第二款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 第六款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 歳出に移ります。

第一款・総務費

議長（川村章雄） 第二款・医業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第三款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、第二条『歳出予算の流用』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二十八号、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第二十八号、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は、原案のとおり可決されました。  
しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	四十三分	—
—	再開	午後	一時	十五分	—

議長(川村章雄) 休憩前に続き会議を開きます。

日程第九、発議第一号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について趣旨説明を求めます。

近藤議員

九番(近藤一輝) 発議第一号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案について提案の趣旨をご説明いたします。

平成十二年に地方自治法が改正され、市町村議会議員の定数は条例で定めると規定され、わが小値賀町においても、平成十二年十二月の定例議会で議員定数を十二名と決めました。

議員は、一つの常任委員会に所属することが義務づけられており、議員数が十二名であることから、総務文教厚生常任委員会・産業建設常任委員会それぞれの委員定数七名を各々六名とする本条例案を提案するものであります。

附則につきましては、改正条例の施行日を公布の日から施行すると定めています。

以上、小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。  
議長(川村章雄) これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第一号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案とおおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、発議第一号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十、発議第二号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について趣旨説明を求めます。

九番（近藤一輝） 発議第二号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案について提案の趣旨をご説明いたします。

平成十二年四月から施行された「地方分権一括法」により地方自治法第百二十二条第二項及び第百十五条の二に規定する議案及び修正動議の提出要件（賛成者及び発議者）は「八分の一」から「十二分の一」に改正されました。

当町の議員定数は十二人であることから、敢えて「一人以上」と規定する必要はなく、また、賛成者の数には、提出者を

近藤議員

含むという行政実例もあり、法に規定する議案の提出は、提出者一人でよいということになり、会議規則の改正をおこなうものであります。

附則につきましては、改正規則の施行日を公布の日から施行すると定めています。

以上、小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議長（川村章雄）** これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第二号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案とおりに決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 異議なしと認めます。

したがって、発議第二号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案は、原案のとおり可決されました。

日程第十一、発議第三号、WTO農業交渉等に関する意見書案を議題とします。



局長に意見書案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について趣旨説明を求めます。

横山議員

三番(横山弘蔵) 小値賀町議会会議規則第十四条の規定により本案を提出します。

本案につきましては、W T O 農業交渉等に関し、政府に対して要望するものであります。

去る、二月十四日から三日間、世界貿易機関W T O の非公式閣僚会議が東京で開催され、会議では、三月末に大枠合意の期限が迫った農業分野の交渉が焦点となり、W T O が出した案が、輸入農産物への関税の大幅な引き下げを求める内容であり、各国の主張が対立し、具体的な進展がありませんでしたが、期限内合意へ向け交渉を加速させることで一致し、三月初めにも二次案をまとめるとしています。

この案を受け入れた場合、「国内農業の崩壊をまねき、特に日本のコメ生産は、壊滅に近い状態になる」ことが考えられます。

貿易自由化は世界の流れではありますが、W T O 農業交渉を安易に妥協しないよう求め、本意見書案を提出いたします。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

議長(川村章雄) これにて趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

十三番(柳山長人) 私は、W T O 農業交渉等に関する意見書案に賛成する者であります。

柳山議員

WTO農業交渉は今年三月末の交渉期限をひかえ、輸入農産物への関税問題で、各国の主張が対立しています。WTO案が適用されると、我が国の農業は崩壊し、コメ農家は生き残れないこととなります。貿易自由化は世界の流れではありますが、日本の農業を守るため安易な市場開放をしないことを求め本意見書案に賛成いたします。

**議長（川村章雄）** これで討論を終わります。

これから、発議第三号、WTO農業交渉等に関する意見書案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 異議なしと認めます。

したがって、発議第三号、WTO農業交渉等に関する意見書案は原案のとおり決定しました。

おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・農林水産大臣・経済産業大臣・外務大臣へそれぞれ送付することにいたします。

**日程第十二、発議第四号、「国民の健康保護、食品の安全性を確保」するための、食品安全行政確立を求める意見書案を議題とします。**

局長に意見書案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について趣旨説明を求めます。

坂井議員

六番(坂井範三) 提案理由の説明を行います。

小値賀町議会会議規則第十四条の規定により本案を提出します。

本案につきましては、食品安全行政確立を政府に対して要望するものであります。

昨今の、BSEに関わる牛肉の偽装事件、各種食品の偽装表示、食品添加物・香料や残留農薬等の食品衛生法違反事件等で、消費者は食品の安全や表示に大きな不信と不安を抱くとともに、行政や事業者に対して大きな怒りを持っています。

こうしたなかで、政府は食品安全委員会を内閣府に置き、食品安全行政改革の検討を進めていますが、消費者の食品の安全性信頼回復のため、食品安全行政の確立を早期に実現するよう、強く求め本意見書案を提出いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

議長(川村章雄) これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

柳山議員

十三番(柳山長人) 私は、「国民の健康保護、食品の安全性を確保」するための、食品安全行政確立を求める意見書案に賛成する者であります。

昨今の食品衛生法違反事件の続発で、消費者は行政や事業者に対して大きな怒りと共に食品の安全性や表示に対し不信感を抱いております。

これら信頼回復のため、食品安全行政改革が確実に実現されることを強く願い本意見書案に賛成いたします。

**議長（川村章雄）** これで討論を終わります。

これから、発議第四号、「国民の健康保護、食品の安全性を確保」するための、食品安全行政確立を求める意見書案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 異議なしと認めます。

したがって、発議第四号、「国民の健康保護、食品の安全性を確保」するための、食品安全行政確立を求める意見書案は原案のとおり決定しました。

おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（川村章雄）** 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣・衆議院議長・参議院議長へそれぞれ送付することにいたします。

**日程第十三、発議第五号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）** についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十四、発議第六号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

産業建設常任委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十五、発議第七号、議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の議案はすべて終了しました。  
これで平成十五年小値賀町議会第一回定例会を閉会します。

― 午後

一時

三十三分

閉会

―